



山形県公報

令和2年10月2日(金)
第143号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……1005
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……1006
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……1007
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 二級建築士の免許の取消し……………(建築住宅課) ……同

公安委員会関係

規 則

- 警備業法施行細則の一部を改正する規則……………1008

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……1009
- 一般競争入札の公告……………(村山総合支庁建設総務課) ……同

告 示

山形県告示第686号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
令和2年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人北成会	ヘルパーステーション緑風 新庄市大字本合海字矢筈山2533	訪 問 介 護	令和 2. 9. 16

山形県告示第687号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和2年10月2日から同月16日まで縦覧に供する。

令和2年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 東根尾花沢線
- 2 供用開始の区間 東根市神町南一丁目9087番75から
同 9087番80まで

3 供用開始の期日 令和2年10月2日

山形県告示第688号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和2年10月2日から同月16日まで縦覧に供する。

令和2年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市木野俣字向田163番1から 同 温海川字南俣103番2まで	旧	34.3メートル } 9.6	1,080メートル
同 上	新	34.3メートル } 9.6	同 上
同 上		97.8メートル } 16.2	820メートル

山形県告示第689号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和2年10月2日から同月16日まで縦覧に供する。

令和2年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市竹田字松ノ木76番2から 同 下川原73番109まで	旧	54.4メートル } 24.8	720メートル
同 上	新	46.0メートル } 12.9	同 上

山形県告示第690号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和2年10月2日から同月16日まで縦覧に供する。

令和2年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡羽黒線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市羽黒町手向字院主南 1 番39から 同 1 番11まで	旧	68.5 メートル } 15.2	191 ^{メートル}
鶴岡市羽黒町手向字院主南 1 番39から 同 執行坂17番11まで		68.5 メートル } 15.2	同 上
鶴岡市羽黒町手向字院主南 1 番39から 同 1 番11まで	新	68.5 メートル } 16.8	同 上
鶴岡市羽黒町手向字院主南 1 番39から 同 執行坂17番11まで		68.5 メートル } 16.8	同 上

山形県告示第691号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和2年10月2日から同月16日まで縦覧に供する。

令和2年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 鶴岡広野線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東田川郡三川町大字横山字不動野145番から 同 袖川原39番まで	旧	44.2 メートル } 8.5	283 ^{メートル}
同 上		44.2 メートル } 20.5	237 ^{メートル}
同 上	新	44.2 メートル } 20.5	同 上

山形県告示第692号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和2年10月2日から同月16日まで縦覧に供する。

令和2年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 鶴岡羽黒線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市羽黒町手向字院主南 1 番39から
同 1 番11まで
鶴岡市羽黒町手向字院主南 1 番39から
同 執行坂17番11まで
- 3 供用開始の期日 令和2年10月2日

山形県告示第693号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和2年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日
令和2年9月4日

- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号
大場 徳一郎 第9386号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第9条第1項第1号の規定による申請があったため

公安委員会関係

規 則

警備業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月2日

山形県公安委員会
委員長 柴田 曜 子

山形県公安委員会規則第8号

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（平成18年1月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の2の表中

11 国道348号
12 国道458号
13 県道1号（米沢高畠線）
14 県道16号（山形停車場線）
15 県道19号（山形山寺線）
16 県道21号（蔵王公園線）

を

に改める。

11 国道347号
12 国道348号
13 国道458号
14 県道1号（米沢高畠線）
15 県道16号（山形停車場線）
16 県道19号（山形山寺線）

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに上山市役所において令和3年2月2日まで縦覧に供する。

令和2年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター上山店
上山市仙石字梅ノ木771番外

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 コ メ リ	新潟県新潟市南区清水4501番地1	捧 雄 一 郎
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号	辻 田 泰 徳

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 コ メ リ	新潟県新潟市南区清水4501番地1	捧 雄 一 郎
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麴町五丁目1番地1	辻 田 泰 徳

3 変更年月日

令和2年6月1日

4 届出年月日

令和2年8月3日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年2月2日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年10月2日

山形県村山総合支庁長 松 田 義 彦

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁 6階 共用入札室
- (2) 日時 令和2年11月13日（金）午後1時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） 1,386,000キログラム
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和3年3月31日まで
- (4) 納入方法及び納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和2年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和2年2月4日付け県公報第77号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 電話番号023(621)8185
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和2年10月27日（火）午後4時までに山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Sodium chloride, 1,386,000kg
- (2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. November 13, 2020
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Construction Administration Division, Yamagata Murayama Government, 19-68 Teppoumachi 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2492 Japan
TEL 023(621)8185

令和2年10月2日印刷
令和2年10月2日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県